時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報吿あり
時事新報社電話番號 百四

時事新報

第三千七百二十六號 土曜日
明治廿六年八月五日
舊曆癸巳六月廿四日(甲、戌)
日 出午前四時五十三分 入午後六時四十分
月 出午後十時四十八分 入午後零時十一分
滿潮 午前十時七分 午後十時三十分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報吿あり其代價遞送料は左の如し

一號 貳錢五厘○一ヶ月 前金五拾錢○三ヶ月 前金壹圓四拾五錢○六ヶ月 前金貳圓八拾五錢○一ヶ年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一ヶ月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一ヶ月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀 一ヶ月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一ヶ月 金六拾五錢
五 露領浦潮斯德、清國諸港 一ヶ月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

左の一編は英國下院の議員にして經濟社會に有名なるリオナルド、コールトニー氏が此程「十九世紀雜誌」に寄送したる論文中より金の騰貴に關する部分を拔抄意譯したるものなり目下此問題に就ては世間に議論少なからざれば揭げて以て本日の社說に代ふ

金の騰貴

金貨本位論者の說に金は常に一定の價格を保ち銀の如く時々相場の變動するなきを以て通貨として最も便利なる金屬なりと云へり然れども金價は實際果して一定不變のものなりや聊か疑なきを得ず余は曾て金銀取調委員の一人として兩貨制に反對したる者なり該委員會の報吿中に「近來普通物價の下落したるのみに付ても其事情及び其時期を考ふるに大勢は物品の位を落したるにして金の騰貴したるに非ずと云ふ方穩當なるが如し但し吾々は決して金位の昇りたる痕跡なしと斷言する者に非ず或は實際に多少の騰貴ありしならんなれども唯其の割合を知るに由なきのみ」云々の言あり當時余は委員の此報吿に反對せずして署名したれども今日は最早之れに同意するを得ず何となれば余は爾後此問題を考究して金の騰貴は余が曩に信じたる程些細のものに非ざるを發見したればなり左れば今日余の信ずる所を玆に記して聊か世間經濟學者の參考に供せんとす

千八百七十三年より九十三年に至るまで二十年間に通物價の大に下落したるは人の許す所にして其下落の割合は平均三割と見積りて大過なかる可し然るに此下落の原因に就ては經濟學者の意見各々同じからず或は工業の進步と共に物品生產費の減少したるが爲めなりと云ひ或は金の生產費の增加したるが爲めなりと云ひ或は以上二原因が兩ながら働を逞ふしたるが爲めなりと云ひ結局三種の說あれども今假に物品生產費の減少を以て其大原因と爲さんか是れが爲めに金の產出に如何なる影響を及ぼす可きや一般の物品を得るに必要なる勢力は減少して金を採掘精製するの勢力は舊のまゝなりとあれば金鑛業の利益は自然增加す可き筈なり何となれば物價の下落に連れて採掘精製に要する機械の價運搬の入費等都て安くなる可ければなり金鑛の利益增加すれば資本家も勞働者も共に鑛業の區域を擴張して成丈け其利潤に浴せんことを務るは當然の勢にして是れが爲めに世界の產金額は增加す可し即ち物品生產費の減少は間接に金の產出を奬勵するものと知る可し試に此理論を今少しく解し易く述べんに凡そ如何なる種類の事業にても生產物の價格騰貴するときは其騰貴したる割合に應じて隆盛を致すは經濟の原則なり例へば曾て錫の相場の大に上騰したるときコルンウォルの錫鑛は是れが爲め俄に繁昌して錫の產額非常に增加したることあり左れば今此の道理に從ひ若しも金の相場にして騰貴するときは金の產額は之に應じて增加す可き筈なり而して金相場の騰貴とは取りも直さず通物價の下落するに外ならず即ち前にも云へる如く苟も金鑛に變化なき以上は物價の下落するに從て金の生產は益々盛ならざるを得ず然るに顧て事の實際を見れば過る三四十年間に金の生產額は更に增加するなくして寧ろ減少したるの實を見る可し左表は即ち千八百五十一年より九十年に至るまで每五年間の金の產額を示したるものなり

千八百五十一年より五十五年迄	二七、八一五、四〇〇封度
千八百五十六年より六十年迄	二八、一四四、九〇〇封度
千八百六十一年より六十五年迄	二五、八一六、三〇〇封度
千八百六十六年より七十年迄	二七、二〇六、九〇〇封度
千八百七十一年より七十五年迄	二四、二六〇、三〇〇封度
千八百七十六年より八十年迄	二四、〇五三、二〇〇封度
千八百八十一年より八十五年迄	二〇、八〇四、九〇〇封度
千八百八十六年より九十年迄	二二、六四〇、〇〇〇封度

右の表に據れば千八百五十年來金の產出は次第に減少して唯最近四五年間に少しく增加の傾を現はしたるのみ(此增加は即ち南亞非利加ツランスヴアル國の金鑛頓に發達したるの影響なり)一方に於て物價は次第に下落して二十年間に遂に三割を減ずるに至りしにも拘らず金の產出の更に增加せざるは何故なるか余は之を以て近來金鑛業の困難著しく增加したるの一事に歸せざるを得ず若しも今日金を產出するのみと二十年前の如く容易ならんには世界の產金額は非常に增加す可き筈なるに實際其額は殖へずして却て減じたり且つ又物品生產費の下落の外に尙は近來大に金の產出を奬勵したる一事あり即ち過る二十年間に世界の大國は皆銀貨を廢して金貨單本位を採用し爭ふて金塊及び金貨を貯藏したる其額は決して少小ならず是が爲め物價は一層下落の勢を現し金の產出に大なる奬勵を與へたるは亦疑ふ可きに非ず斯の如く二種の原因相助けて金の產出を奬勵したるにも拘はらず實際其產額の減じたるは近來金鑛業の次第に困難を增したる事實を示すに屈強の證據なりと云ふ可し而して鑛山より金を得ること次第に困難なりとは金の生產費の增加したることにして生產費增加すれば金價の上騰するは自然の結果として免かる可らず何となれば鑛業者が以前の如く容易く金を得ること能はざれば廢業するか或は事業の區域を縮小するの外なく爲めに金の產出減少して其價騰貴するは勢の當に然るべき所なればなり若しも金が人生に欠く可らざる必要品にして隨て產出すれば隨て消費せらるゝものならんには其產額の減ずると共に價格の上騰すること恰も飢饉の年に米價の騰貴するが如くなる可しと雖も其性質米穀に同じからずして市場に出るも直に消費の道なし且又之れを裝飾品と爲し通貨と爲すの場合にも其產額に聊かの減少は人間社會に左したる不便を及ぼすことなければ從て其價格も俄に上騰するを得ず即ち其物の性質に於て然る所なれども近來金の產出費の增加したるが爲めに自然に價の騰貴したるは事實に爭ふ可らざるが如し過る四十年來の成績を觀るに前の二十年間には金價下落し後の二十年間には上騰したるに相違なしと雖も今其下落と上騰との割合をば數字を以て示すことは甚だ易からず唯吾々の所見を以てすれば始め二十年間の金價下落は物價騰貴の割合よりも甚だしかりしものを信ずる者なり何となれば物價は自然に下落す可き勢ありしを金價下落の爲めに却て引上げられたるの形跡あればなり又同樣の道理にて後の二十年間の上騰は物價下落の割合よりも少なかりしに相違なかる可し之を要するに余は今日金價騰貴の事實に就ては殆んど疑ふ所なき者なり唯目下の問題は此上騰が果して永續す可きや否やの一事のみ或は今後ツランスヴアルの金鑛發達の爲めに世界の金勢に再び大變動を生ずることもあらん歟なれども固より今日豫言し得可き限に非ざるなり

斯の如く金價は二十年來慥に騰貴したれども之に反して銀の相場は通物價に對して變動甚だ少なきが如し即ち諸物品の相場は既往二十年間に凡そ三割方下落したると共に銀の價も亦同樣三割下落したるを以て若しも英國にて銀を以て通貨の本位と爲せしならば二十年來物價に變動はなかりしならん然れども物價は近來製造術の發達に由て自然に下落したるに相違なければ銀の相場が通物價に對して大なる變動なきは畢竟するに銀の生產費が他の物品の生產費と同じ割合を以て減少したるものにして即ち銀價は二十年間に幾分か下落したるには相違ある可らず而して又近來歐米諸國にて銀貨を廢止して金貨單本位を採用したるの一事は銀貨を其天然の相場よりも安くするの傾向あるは明白なれば是れ等の事情を考ふるときは銀の產出は他の物品の產出に比して發達の度稀少なきものと云はざるを得ず前記の如く既往二十年間に金は騰貴し(即ち金を產出するに必要なる勞力增加し)銀は下落し(即ち銀を產出するに必要なる勞力減少し)たれば兩者共に一定不變の本位たるを得ざるは明なれども通物價に對する相場の變動少なき點より云へば銀を本位とせし方寧ろ得策なりしが如し之を要するに金と銀とは通貨の本位として正しく反對の欠典を免かれざるものなれば是れまで數ば經濟社會の問題と爲りたる金銀混合の貨幣を鑄造するの策こそ最も實際に效能を奏するものならんなれども斯の如き新奇の策は急に實行せらるゝの望なし現に「金銀取調委員會」にも此案を提出したる者あれども一も二もなく拒絕せられたる位なれば世界の國々が協同一致して之を實行するの時は未だ容易に來ることなかる可し然らばこれを如何して可ならんかと云ふに唯兩貨制の一法あるのみ(以下兩貨制論は之を略す)

官報

○遞信省令第十四號

明治二十五年(九月)遞信省令第十三號小包郵便法施行細則第二十三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

明治二十六年八月四日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

但交通不便ニシテ其ノ受取人本文規定ノ日限內ニ出局スルコト能ハサル地ハ出局シ得ヘキ最短日限マテ特ニ之ヲ留置スルコトアルヘシ

遞信省令第十四號參照

遞信省令第十三號小包郵便法施行細則(明治二十五年九月二十七日)抄錄

第二十三條第一項

小包郵便物ノ留置期限ハ其ノ到達ノ日ヨリ起算シテ十五日以內トス

雜報

○大坂辯護士會組織成る　大坂辯護士會は去る五月一日より三箇月の久しき會長撰擧の紛擾を極めたりしが前號の紙上に記載せし如く會長に森作太郎氏當撰し承諾したるを以て去る二日夜副會長及常議員二十名の撰擧會を開きたるに相變らず出席者は二十五名中反對派は僅に一名なりしが森氏議長席に着き直に副會長二名の撰擧を行ひたるに梅田莊二、吉田長敬二氏當撰し引續き常議員二十名の投票を爲せしに横田虎彦外十九名當撰したり次に山下重威氏の建議に係る[illegible]辯護士石澤民太郎氏が犯罪人の辯護書類を家宅に置き不在中同地方裁判所の豫審判事が證據書類押取の目的を以て石澤氏の家宅搜査を爲したるは大に人權を害する事柄に付き大坂辯護士會の決議を以て全國辯護士會に通知し同意を求め將來斯る越權の處置なき樣司法大臣に建議せんとの事を議したるに兎も角常議員會の評決を待て其可否を決する事となし散會したりと

○なぐさみ

●横綱力士の紀念碑　萬延文久の頃日の下開山の稱を得て横綱を免許されし薩摩の陣幕久五郎は最早六十歲なるが去る明治二十二年故西鄕南洲翁が憲法發布式の擧行と共に大赦を蒙せられて正三位を贈られしかば翁の同鄕人は芝公園の彌生館に於て祭典を催し餘興に角觝もありし此の時久五郎は、雷 權太夫と共に横綱を締めて土俵入りを爲し翁の靈前を拜したるは廢業後の榮譽とて世人は持て囃したり今度陣幕は故横綱力士十二名の紀念碑を深川八幡神社の境內に建設し一には其名譽を永遠に傳へ一には將來力士の奬勵を圖らんとの目的にて其履歷を取調べ中の由右十二名は左の如し

明石志賀之助　丸山權太夫
谷風梶之助　小野川喜三郎
阿武ノ松緑之助
不知火諸右衛門
雲龍久吉
鬼面山谷五郎
然るに明石、丸山の二力
尤も江戶に勸進大相撲を
以て明石を右紀念碑に加
らず又横綱免許にあらざ
都合に思はる寧ろ明石を
を兩元祖として加ふる
横綱力士紀念碑とあるか
べき謂れなし抑横綱
ものにて是は寬政元年
現時の西ノ海嘉次郎ま
谷風梶之助
阿武ノ松緑之助
不知火諸右衛門
雲龍久吉
鬼面山谷五郎
境川浪右衛門
西ノ海嘉次郎
右の陣幕は即ち今度紀念
て其横綱免許を得たる
ば同免許力士の現存せる
なりとす目下同力士は
居れる由なるが秀ノ山
が横綱の頃は既に二段目
知火(初名殿)阿波鬼面
を土俵上に較べしみとあ
ならん偖勸進相撲の始ま
明石を初代、西の仁王を
みし順序を逐ふて算へ來
(此の間大鳴門、入幡山
又横綱領受の力士は五十
來に多し今江戶相撲の元
より横綱免許の谷風、小
十五年にて寬政元より
撲通の語りき

●明治座　同座は十月中
も工事の都合に因り十
舞臺開きには左團次一
らしきものを興行する
●澤村訥子　は淺草座の
●僧侶俳優となる　一昨
日座の芝居は俳優と云ふ
關する事のみを仕組み
て弘法の一方便となす
●流燈會　麻布一本松町
一日より來る七日まで
をして成佛得脫せしめ
晩には麻布二之橋より
由にて已に朔日の夜に
日は同寺の緣日の事な
●淺草座　同座は取り
頃には蓋明けにする積り
●蓬萊座　の狂言は又
は八重桐が「戀遠原」を出
●新盛座　は昨日淨前九